第３章 安心して暮らすための環境づくり

1　認知症支援の充実

「認知症施策推進大綱」では，認知症の人や家族の視点を重視しながら，「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考えと示しており，認知症の人やその家族の意見を踏まえて認知症施策を推進します。

第７期計画の取組と課題

第７期計画において，認知症支援の充実を重点施策に指定し，認知症支援に取り組んできました。

医療・介護の従事者等を構成メンバーとする認知症連携会議を開催し，様々な課題の検討，解決に取り組んでいます。また，調布市版認知症ケアパスである「認知症ガイドブック」を活用し，認知症の症状や状態に応じて利用できるサービスなどをあらかじめ知っておくことで，認知症の早期発見・早期対応につなげ，認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指しました。

認知症の早期発見・早期対応につなげる体制として，「認知症初期集中支援チーム」を設置するとともに，医療・介護の連携ツールとして「もの忘れ相談シート」を活用し，相談窓口から専門医等への受診にスムーズにつなげられるように取り組んでいます。

また，地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し，医療・介護の連携及び支援，認知症の人やその家族等への相談支援，認知症カフェなど社会資源の開発，地域づくりを実施しています。

さらに，令和元年度から３施設で，BPSD※を客観的に分析し，適切なケアプランを検討する「認知症ケアプログラム」を試行運用しています。

市民福祉ニーズ調査では，望まれる認知症施策として，「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」，「家族の身体的・精神的負担を減らす取組」，「サービスの充実」，「早期から利用できるサポート」などが上位に挙がりました。認知症の人やその家族が，住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう，当事者たちから引き出した意見を施策へ反映する仕組みづくりが必要となっています。

【望まれる認知症施策】（項目抜粋）（全体：複数回答）

項目	割合
認知症のことを相談できる窓口・体制の充実	44.7%
家族の身体的・精神的負担を減らす取組	43.1%
サービスの充実	41.7%
早期から利用できるサポート	41.4%

市民福祉ニーズ調査

また，認知症の発症，進行を遅らせる予防支援を必要な方に適切に届けることが重要であり，新型コロナウイルス感染症拡大の中，通いの場などの社会活動の休止や自粛生活により，ＭＣＩ※の進行が懸念されています。

早期発見・早期対応を目指し，サポート体制の充実や感染対策を講じたうえで，通いの場への活動支援が必要です。

※BPSD：「Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia」の略。認知症の症状には「中核症状」と「BPSD（行動・心理症状）」があり，中核症状は脳の障害によって起こる記憶障害や見当識障害の直接的な症状を指す。BPSD は，周辺症状と呼ばれることがあり，中核症状に付随して発生する二次的な症状，うつ・無気力・無関心，徘徊等を指す。

※MCI：「Mild Cognitive Impairment」の略。軽度認知機能障害。

第８期計画の取組

認知症施策を推進していくに当たっては，医療・介護の従事者の認知症対応力向上を図るとともに，認知症施策推進大綱の基本的な考え方である「認知症の人の意思が尊重されできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる社会」の実現に向け，各施策を展開します。

(1)　調布市版チームオレンジの設置

認知症の人・家族のニーズを引き出し，そのニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ，必要な支援，社会参加支援を行う仕組み「チームオレンジ」を構築します。「チームオレンジ」は，認知症施策推進大綱で2025年までに全ての市町村で取り組むことが目標とされました。

地域で支え合う新たな取組として，調布市の現状に合った調布市版チームオレンジを設置します。

(2)　早期からの医療・介護によるサポート体制の充実

認知症地域支援推進員を中心に，早期から認知症と共に暮らすための相談・サポート体制，情報提供の充実を図ります。

(3)　通いの場の充実

認知機能の低下の有無にかかわらず，地域の慣れ親しんだ友人や仲間と集える場の確保，充実を支援します。

また，認知症になっても変わらず交流し，支え合えるよう，認知症に関する啓発・周知活動を行います。

(4)　認知症検診の検討

認知機能の低下，ＭＣＩのある人の早期発見・早期対応を促すための検診導入に向けた検討及び体制整備を行います。

(5)　認知症支援体制の推進

医療・介護の従事者等を構成メンバーとする認知症連携会議を継続して開催し，医療・介護の従事者の認知症対応力向上及び認知症に係る課題の解決や支援体制の推進を図ります。

(6)　認知症地域支援推進員による普及啓発

認知症地域支援推進員が中心となり，認知症ガイドブックやケアラー支援マップなどを活用して住民に広く周知し，認知症への理解を深めてもらうとともに，医療・介護の従事者の取組を支援し，認知症になっても住み続けられる地域づくりを目指していきます。

(7)　認知症初期集中支援チームの活用

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が連携し，認知症が疑われるにもかかわらず，医療やサービスにつながらない人及びその家族を訪問し，医療機関への受診や介護サービス利用の支援などを包括的・集中的に行い，自立生活のサポートを行います。

(8)　認知症疾患医療センターとの連携

認知症疾患医療センターと連携し，認知症の早期発見・早期診断・早期治療に努めます。

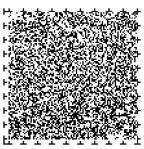

(9)　認知症ケアプログラムの効果検証

認知症ケアプログラムの効果検証を行い，介護従事者及び家族介護者の対応力向上を目指して，他プログラムを含めた研修を実施します。

【認知症初期集中支援チームの流れ】

Step. 1　相談・通報（周囲の気づき）

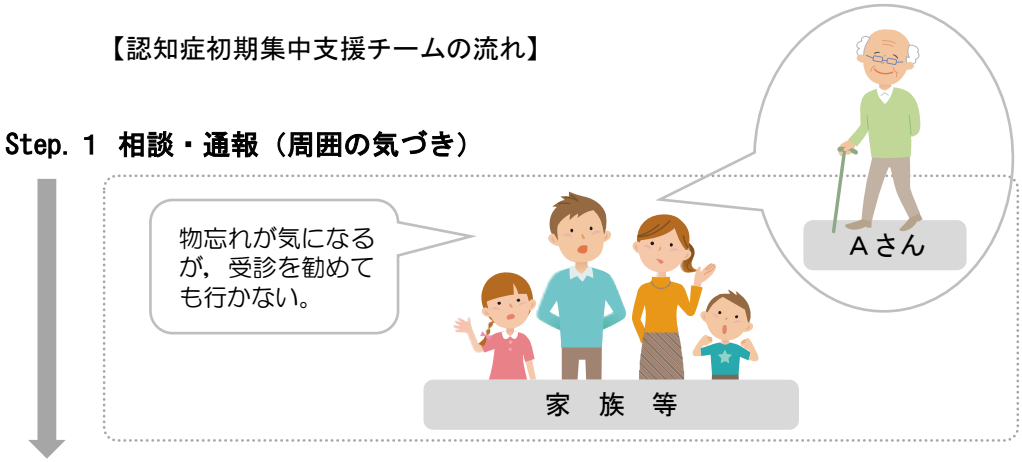

Step. 2　実態把握・検討

▶地域包括支援センターが実態把握，支援の方向性を検討
▶支援対象者は，市を通じて認知症初期集中支援チームへ支援を依頼

Step. 3　認知症初期集中支援チームとの連携

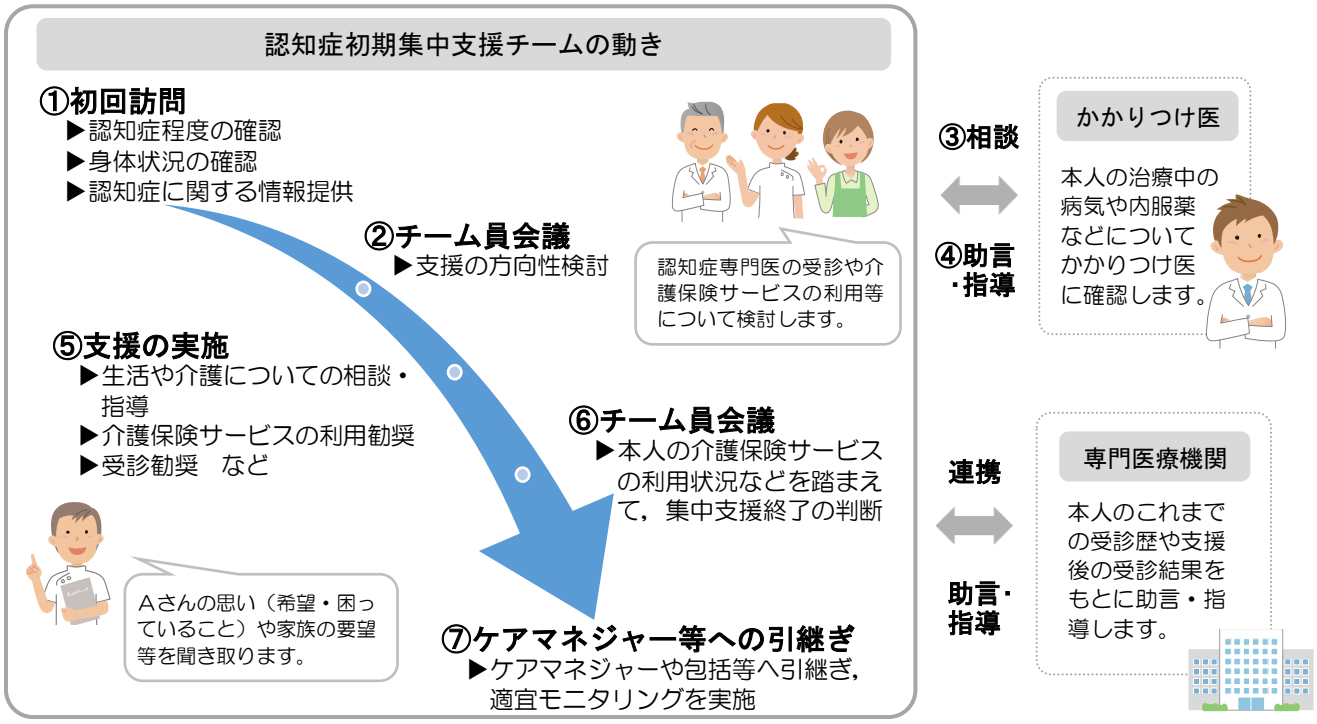

認知症ケア・コミュニケーション技法について

●そもそも認知症とは

「認知症」とは脳の変性疾患や脳血管障害によって，記憶や思考などの認知機能の低下が起こり，６か月以上にわたって日常生活に支障をきたしている状態です。

●認知症ケア技法について

認知症は現代医学では治すことができないといわれています（原疾患を治療することで改善するものを除く）。しかし，うつ，暴言・暴力，徘徊などの行動・心理症状（周辺症状，ＢＰＳＤともいう。）は，ケアの仕方や本人を取り巻く環境を整えることで，症状が現れたり悪化することを抑える（＝緩和する）ことができます。現在，様々な認知症ケア技法が，世界中の医療・介護の現場で取り入れられています。ここでそのいくつかを紹介します。

ユマニチュード®	フランス発祥のケアの技法で，①見る，②話す，③触れる，④立つの４つのコミュニケーション技術を基本としています。このユマニチュードの考え方は「人としての尊厳」を前提とし，「人間は人とのかかわりがあって初めて人間でいられる」という，人間関係を築くうえで最も大切にしたい考え方を基盤としています。
タクティールケア®	スウェーデン発祥の未熟児のケアから始まった緩和ケアの技法で，「タクティリス（Taktillis）」＝「触れる」というラテン語が語源です。その方に寄り添い，手足や背中をやわらかく包み込むように触れることによって，不安や興奮を抑え，痛みが緩和させるというもので，認知症や末期がんの患者にも効果があると期待されています。
行動心理症状ケアプログラム（BPSD レジストリ）	うつ，暴言・暴力や徘徊などの行動心理症状は，認知症の人が自らの満たされていないニーズを周囲に伝えるサインと捉え，そのニーズを的確に理解して対応するというものです。介護職員が認知症の方に対してケアした結果を評価し，その結果からどの様な緩和ケアが必要かを検討し，認知症の方の QOL（Quality of Life:生活の質）を高めるケアプログラムです。

●ただのケアマニュアルではない，根底にある「人間関係」

これらの技法の取得には，一定のトレーニングが必要とされていますが，専門職だけの特別なものではなく，一般の方々においてもトレーニングをすれば活用できるものです。

いずれの技法も，認知症高齢者と向き合い，その尊厳を保つことで，信頼関係を生みだし，認知症高齢者とケアラーの QOL を高めていく方法であるといえます。またこれら，ケアやコミュニケーションの基本に流れる考え方は，普段の人間関係においても大切にできるものです。

※Ⓡマークは，「Registered Trademark」，商標登録済の商標であることを表しています。

2　認知症への理解促進

認知症施策推進大綱では，認知症の人や家族の視点を重視しながら，「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが基本的考えと示されています。「予防」とは，「認知症にならない」という意味ではなく，「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しており，認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう，認知症に関する理解を促進します。

第７期計画の取組と課題

第７期計画において，認知症支援の充実とともに認知症への理解促進も重点施策に指定し，取り組んできました。

認知症ガイドブックの活用や介護予防講座，介護教室，認知症サポーター養成講座を開催し，情報提供・啓発を行っています。

認知症の人の応援者である認知症サポーターを養成する講座は，平成18年度から令和元年度までに，339回開催，10,956人が受講し，認知症に関する理解も徐々に拡がっています。特に，近年は企業や小・中学校でサポーター養成講座を行う機会が増え，令和元年度は企業11か所，学校７か所を含む37か所で実施しました。

また，地域での見守り訓練や高齢者応援大会などのイベント時に認知症に関する啓発活動を行っています。市民福祉ニーズ調査においては，認知症になった場合の備えについて，「特に備えはしていない」が半数を超えており，まずは，自分事として認知症を知る機会を増やすことが必要です。

認知症は誰もがなりうるものであり，家族や身近な人が認知症になることなども含め，多くの人にとって身近なものです。そのため，認知症があっても地域で安心して生活できるように，幅広い年代に対する認知症への理解促進と，地域の商店や企業の協力を得ていくための啓発が必要です。

【認知症になった場合の備えについて】（項目抜粋）（全体：複数回答）

項目	割合
認知症が引き起こされる原因や症状についての学習をしている	18.1%
認知症になった時の対応策を家族と話し合っている	9.3%
定期的に検診を受けている	8.8%
特に備えはしていない	55.7%

市民福祉ニーズ調査

第８期計画の取組

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう，地域住民や企業等へ，認知症に関する周知・啓発を行い，認知症への理解と協力を得ることができるよう取組を進めます。

(1)　認知症サポーター養成講座の実施

認知症サポーター養成講座を通して，認知症に対する正しい理解を得られるよう，幅広い年代，団体に普及啓発していきます。また，認知症サポーター養成講座を既に受講した方に対しては，フォローアップ講座を実施し，より深い理解と協力者の育成に努めます。

小・中学校，企業や商店会と協力し，養成講座の開催場所を広げ，第８期計画期間中に累計13,000人の認知症サポーターの養成を目指します。

(2)　認知症の方や高齢者にやさしいまちづくりの働きかけ

認知症の方や高齢者にやさしい地域づくりを目指し，声掛け訓練やまちづくり会議の開催など，まちづくりを共に考える機会を設けていきます。

(3)　認知症に関する資料の配布

認知症ガイドブックなど認知症に関する資料を身近に手に取れるよう，医療機関や薬局等に配架するとともに，市ホームページなどにも掲載し，より多くの方の目に留まるよう努めます。

(4)　認知症予防の取組

一般介護予防事業として，認知症をテーマとした介護予防講演会を開催し，認知症予防に関する普及啓発に努めます。

(5)　介護教室の実施

地域包括支援センターが開催する介護教室のテーマに認知症を取り上げ，認知症についての知識普及に努めます。

(6)　若年性認知症への支援

若年性認知症への支援については，東京都に２か所ある若年性認知症総合支援センターと連携し，実態把握や相談支援に当たります。

認知症サポーターの活躍の場リスト

2020 年 7 月更新
認知症サポーター養成講座事務局
（調布ゆうあい福祉公社）作成

認知症の方とその家族介護者を支えるあたたかいまちづくり

認知症サポーターが，自分のできる範囲で何かしたいと考えたときに活躍できる場所を掲載しています。
フォローアップ研修や，ボランティア活動など自分のペースに合わせて選ぶことができます。ぜひ参考にしてください。

地域で活躍したいサポーター		受付・紹介窓口
見学 介護施設，ケアラー（介護者）を支えるグループ，認知症カフェなどを一度，見学したい		①調布ゆうあい福祉公社 ＴＥＬ　042-481-7711 ②「見学（体験）会」は市報等で，随時，お知らせします
学び 認知症のこと，認知症の方への声のかけ方などをもっと学びたい	調布認知症支えあう輪 「認知症になっても暮らせるまちを目指して活動しており，認知症市民セミナーの企画を行っています」（月１回　不定期開催） ①調布市みまもりさん養成講座 （主催：調布市） ②認知症サポーターフォローアップ研修 （主催：調布ゆうあい福祉公社） ③各団体で開催している市民対象の講演会・研修会	調布認知症支えあう輪　事務局 （西田医院） ＴＥＬ　042-483-1350 http://www.nishida-scl.com/activity/ 市報や市のホームページ等で，随時，お知らせします
体験 認知症の方のためのデイサービス（通所施設），グループホーム（入所施設）でボランティア体験をしたい	《認知症対応型通所介護 （認知症デイサービス）》 ・高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑 （八雲台１－５－５） ・調布市ちょうふの里高齢者在宅サービスセンター（西町２９０－５） ・調布市国領高齢者在宅サービスセンター （国領町３－８－１） ・入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぼあん（入間町３－２２－５） ・至誠ホーム調布若葉ケアセンターデイホーム（若葉町３－１－５） 《認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）》 ・認知症の方が生活する施設	調布ゆうあい福祉公社 ＴＥＬ　042-481-7711
 自分のできる範囲で，認知症の方や家族の方を支える活動に参加したい	介護施設のボランティア活動へ参加	市民活動支援センター （ボランティアコーナー） ＴＥＬ　042-443-1220 https://chcnpo-supportcenter.jp/
参加 専門職と一緒に，認知症の方や高齢者の方の日常生活のお手伝い，食事の配達等をやってみたい 空いた時間を誰かのために使いたい。ボランティア活動をしたい	①「だれでもカフェこくりょう」（認知症カフェ）へボランティアとして参加 （毎月第４日曜日　調布ゆうあい福祉公社　国領町３－８－１） ②ケアラー（介護者）を支えるグループ，認知症カフェへボランティアとして参加 調布ゆうあい福祉公社「協力会員活動（有償）」へ参加	①調布ゆうあい福祉公社 ＴＥＬ　042-481-7711 ②「調布市　認知症高齢者等を介護するケアラー　支援マップ」に一覧が掲載されています。 https://www.chofu-yu-ai.or.jp/index.html 調布ゆうあい福祉公社 ＴＥＬ　042-481-7711 市民活動支援センター （ボランティアコーナー） ＴＥＬ　042-443-1220 ※月１回ボランティアガイダンス開催

認知症サポーターは，認知症の方やその家族介護者の「応援者」です。皆さんが持っているオレンジリングには，認知症の方やその家族介護者の方へ「理解していますよ」「そばについていますよ」というあたたかいメッセージが込められています。あなたの活躍をお待ちしています！

3　情報提供と相談体制の充実

サービス事業者と連携しながら，市報を中心とした幅広い媒体を活用して，福祉や介護に関する情報提供を行うとともに，インターネットやケーブルテレビ，コミュニティＦＭなどの地域情報媒体を活用した情報提供を充実させます。

また，地域包括支援センターの相談対応の充実を図るとともに，地域ケア会議を通して，これらの相談内容を地域課題として新たなニーズの掘り起こしや連携につなげ，地域づくりに役立てていく必要があります。

第７期計画の取組と課題

調布市ではこれまで，社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社などと連携し，介護や福祉に関する情報の提供に努めてきました。

また，高齢者支援室と地域包括支援センターにおいて，暮らしの困りごとや介護などに関する総合的な相談支援を実施してきました。高齢者支援室では平成30年度3,769件，令和元年度4,399件，地域包括支援センターでは平成30年度61,570件，令和元年度60,322件の相談を受けています。

権利擁護については，社会福祉協議会と連携した「ちょうふ地域福祉権利擁護センター」，在宅医療については，医師会等と連携した「ちょうふ在宅医療相談室」，そのほか，医師による健康相談や臨床心理士による「高齢者のこころの相談室」など，専門的な相談体制の充実を図ってきました。

さらに，居住支援協議会による「住まいぬくもり相談室」を通して，住まいから生活まで総合的な観点からの相談も受け付けています。

なお，専門相談には，市内だけではなく，医療機関やＮＰＯ，民間団体などが行う広域の専門相談もあります。必要に応じて専門機関の紹介や専門機関と連携することで，高齢者とその家族のニーズに沿った的確な対応を目指しました。

第７期計画期間中に経験した災害や感染症等の流行から，関係機関との迅速な連携・協力のもと，正確な情報収集・提供や相談支援ができる体制の整備が求められています。

第８期計画の取組

情報誌の内容を分かりやすく工夫することで，より多くの市民が，福祉や介護サービスに関する情報を正しく理解し，適切なサービスを選択・活用することができるよう，情報発信の充実に取り組みます。

また，福祉圏域の整理・再編に伴う地域包括支援センターの新たな担当地域を市民に周知し，改めて地域における身近な総合相談，専門相談等の窓口として機能の充実を図っていきます。

情報提供

(1)　多様な媒体の活用と情報入手先の拡充

全戸配布している市の広報紙「市報ちょうふ」や市ホームページのほか，ＳＮＳ，ケーブルテレビ，コミュニティＦＭ「調布エフエム放送」など様々な媒体を活用し，定期的に新しい情報を発信します。

また，新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として，「オンライン」による情報発信が増え，高齢者にもスマートフォンやタブレット端末を利用し情報を入手する機会が増えました。この新しい生活文化を活かし，ＩＣＴを活用した情報発信を推進するとともに，「くらしの案内（シルバー編）」や在宅医療，認知症，摂食嚥下の各種ガイドブックについては，多くの方が入手しやすいよう配架場所の増設に努めます。

さらに，介護サービスが必要でない元気なうちから将来の生活をイメージし，いざという時の相談窓口や支援制度を分かりやすくまとめた「高齢者版ケアパス（ガイドブック）」の作成を検討します。

(2)　高齢者の活動と生活を豊かにする幅広い情報の提供

関係機関や民間とも連携し，生きがいづくり，就労，地域活動，健康・予防・医療，住まいなど高齢者の生活を豊かにする幅広い情報を提供します。

相談体制

(1)　総合相談窓口の充実

総合相談窓口は地域包括支援センターがその機能を持ち，身近な地域で気軽に相談や情報提供を受けられる窓口として，一層の普及啓発を行います。また，相談対応の充実を図るとともに，相談内容からニーズの把握や課題整理につなげていきます。窓口まで出向くことが難しい方に対しては，引き続き，電話や訪問による対応を行います。

(2)　専門的な相談の対応

在宅医療に関する相談については，訪問医の紹介や在宅医療に関する相談業務を行う「ちょうふ在宅医療相談室」の周知と利用促進を図ります。認知症に関する相談については，地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が中心となって，家族介護者等の負担軽減のため，相談体制の整備や，地域連携型認知症疾患センターとの連携を強化して対応します。その他，医師による健康相談や臨床心理士による「高齢者のこころの相談室」では，個別相談に応じます。

また，地域包括支援センターの在宅医療・介護連携推進担当を中心として，身近な地域で相談を受け，適切な医療へつなげられる体制を構築します。

成年後見制度の利用や権利擁護などの専門的な相談に関しては，適切な部署につなげます。日常的な金銭管理や各種手続き等の相談は，社会福祉協議会と連携し，所得や財産がなく第三者による成年後見制度を受けることが困難なケース等に関しては，多摩南部成年後見センターとの連携により対応します。

さらに，ＬＧＢＴＱ等の人権の視点も踏まえ，複雑化・多様化する権利擁護問題に地域包括支援センターや権利擁護を担当する機関と連携して対応します。

住まいに関する相談については，居住支援協議会による「住まいぬくもり相談室」を通じて，自力で住まいを確保することが困難な高齢者等を包括的に支援するワンストップサービスの試みを充実させます。

4　在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者が，介護が必要になっても安心して住み慣れた自宅で生活を続けられるように，法律で定められた全国一律の基準をもとに実施される介護保険サービスを補完するものとして，市が独自に「一般施策」サービスを提供しています。

第７期計画の取組と課題

介護保険制度の詳細な仕組みやサービスについての情報を掲載した「介護保険制度の概要」，介護保険以外の市のサービスを掲載した「くらしの案内（シルバー編）」を発行し，高齢者に必要な情報を提供しています。そのほか，福祉に関する情報等を市報やホームページなどの媒体を利用して発信しています。

また，市が実施するサービスのほか，社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社等，関連団体の独自サービスの実施を支援しています。

【生活支援サービス（一般施策）の実績】

事業名＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	事業内容
配食サービス	延べ食数（単位：食）	34,016	30,108	28,008	ひとりぐらし高齢者等に配食による食の確保と安否確認を行う。
おむつ代助成	延べ利用者数（単位：人）	1,176	1,074	1,112	65歳以上の方の入院中のおむつ代の助成を行う。
紙おむつの給付	延べ利用者数（単位：人）	22,014	20,402	20,003	介護保険の要支援２以上の認定を受けた方のうち，常時おむつを使用している方に紙おむつの給付を行う。※要支援２～要介護２は医師の意見書が必要
熱中症対策	対象者数（単位：人／世帯）	1,834／1,230	2,148／1,433	2,877／2,756	熱中症予防の普及啓発，注意喚起等を図るため70歳になられたひとりぐらしの方及び高齢者世帯の方に熱中症予防カード等を配布する。
入浴券交付 入浴券	交付人数（単位：人）	51	40	33	70歳以上のみの世帯で風呂がない方，又は風呂があっても身体的な理由により自宅の風呂に入ることができない方に公衆浴場で利用できる入浴券を交付する。
入浴券交付 ワンコイン入浴券	配布人数（単位：人）	603	650	1,096	市内に住所を有する70歳以上で交付場所まで入浴券を取りに来られる方に，調布市内の公衆浴場に1回100円で入浴できる券を配布する。
通所入浴	延べ利用者数（単位：人）	75	77	106	入浴が困難な65歳以上の要支援・要介護認定者を，施設に送迎し，特殊浴槽で入浴を行う。
軽度生活援助	延べ利用時間数（単位：時間）	257	258	229	65歳以上のひとりぐらし高齢者等で，日常生活上の援助が必要な方に，掃除，洗濯，買物，家事サービス等日常生活の援助や認知症の方の見守り事業を行う。
	延べ利用者数（単位：人）	43	36	28	

事業名＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	事業内容
短期入所送迎費助成	延べ利用回数（単位：回）	144	195	72	介護保険のショートステイを利用する際に，自宅から利用する施設までの送迎が受けられないため，やむを得ず交通機関を利用し，その費用を負担した方に，交通費を助成する。
	延べ利用者数（単位：人）	17	21	8	
緊急通報システム	利用台数（単位:台）	709	720	732	ひとりぐらし高齢者等で，心疾患等により日常生活を送るうえで常時注意を要する方に，無線発報器を貸与する。
認知症徘徊高齢者探知システム	利用者数（単位:人）	47	43	45	認知症高齢者が徘徊したときに，所在を特定できる探知機を介護者に貸与する。
日常生活用具の給付（単位：件）	Ｔ字杖	41	28	31	日常生活用具の給付とレンタルを行う。（介護保険サービスの利用が優先）
	特殊寝台	14	0	1	
	防水シーツ	247	255	257	
	シルバーカー	2	3	1	
	その他	0	1	0	
救急医療情報キットの給付	申請件数（単位:件）	803	834	701	高齢者が自宅で救急搬送された時に備え，自己の医療情報等を記入する用紙及び専用容器を配布する。
寝具乾燥 乾燥消毒	延べ利用者数（単位:人）	31	33	38	65歳以上の方で，介護保険の要介護3以上の寝たきり状態にある方に，寝具の乾燥・消毒及び丸洗い又は水洗いを行う。
寝具乾燥 丸洗い/水洗い	利用者数（単位:人）	3	5	0/7	
住宅改修費助成	改修件数（単位:件）	5	3	4	65歳以上の方で，住宅改修をしなければ在宅生活が困難だと認められ，住宅の改修により在宅生活を維持することができる方の住宅改修費を助成する。
家具転倒防止器具等取付	取付件数（単位:件）	5	8	1	ひとりぐらし高齢者等に，家具転倒防止器具等を取り付けることで事故を未然に防止する。
人感センサー通報システム（孤独死放置防止通報装置）	取付数（単位:台）	28	13	7	室内で一定時間，動きがない場合に，異常通報が発報されることにより，見守りを行う。

第７期計画期間中に実施した各種調査や地域ケア会議，協議体等を通じて，高齢者のニーズの把握や課題の抽出を行った結果，ニーズに沿ったサービス内容の見直しや新たなサービスの検討が必要となっています。

また，サービスの提供に当たっては，必要とする方が必要なタイミングで適切に利用できるよう，「くらしの案内（シルバー編）」や市報等の広報媒体の見直しが必要です。

第８期計画の取組

在宅で生活する高齢者が安心して生活を続けられるよう，個別の利用状況や高齢者のニーズに合致しているかを把握し，支援を必要としている方に必要なサービスが適切に提供されることを目指します。

(1)　在宅生活を支えるサービスの周知

市が実施しているサービスの周知について，市の独自サービスを掲載した「くらしの案内（シルバー編）」をより多くの市民に知っていただけるよう，引き続き，あらゆる広報媒体の活用や，高齢者等が集まる場を活用した周知方法を検討します。

【市が発信する情報をどのように入手しているか】

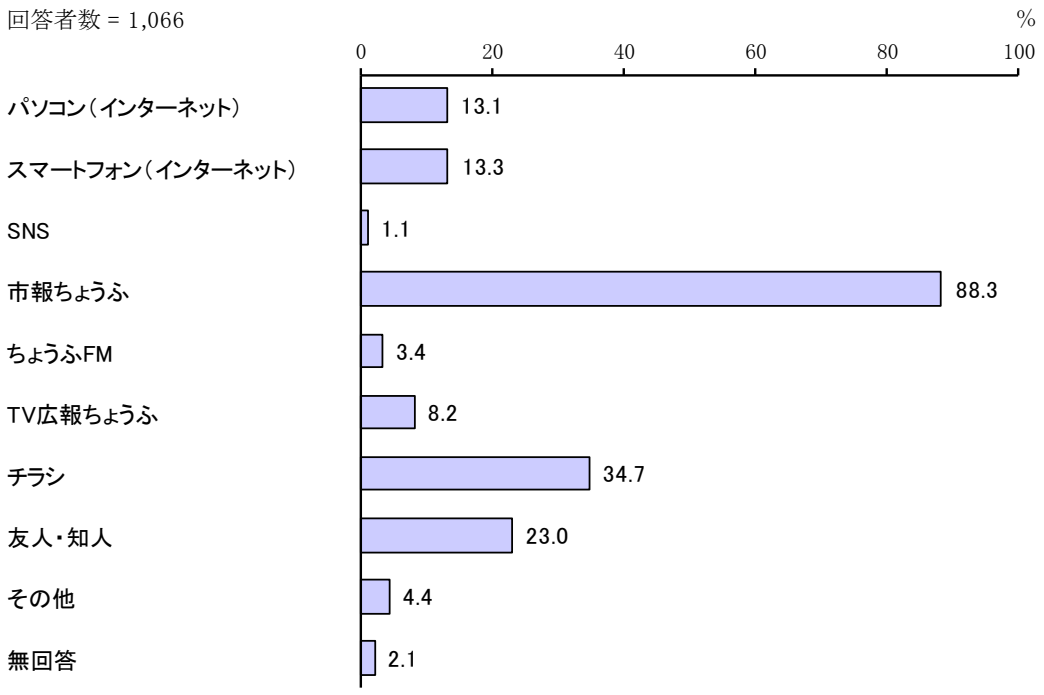

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(2)　ニーズに応じた在宅生活を支えるサービスの提供

ひとりぐらし高齢者，高齢者のみ世帯が増加傾向にあります。市民福祉ニーズ調査において，「今後力を入れるべき高齢者保健福祉施策」として，「ひとりぐらし高齢者に対する見守りや支え合う地域づくりへの支援」が41.7%と最も高い割合を占めていることから，引き続き，一般施策の生活支援サービスの充実や見守り等の事業を継続します。

事業内容については，市民アンケートの結果などを参考にしながら，市民ニーズに応じたサービスを提供するため，常に必要な見直しを検討していきます。

(3)　「みまもっと」等見守り支援の充実

高齢者の見守りの充実には，近隣にお住まいの地域住民による日頃からの協力が欠かせません。個別の施策実施と併せて，見守りネットワーク「みまもっと」の更なる周知や「地域ケア会議」など，多様な主体が集まる機会を通じて情報共有に努めます。

(4)　「新しい生活様式」を踏まえた事業の展開

感染症禍における，「新しい生活様式」を意識したサービス提供について検討します。

(5)　関連団体が行うサービスへの支援

高齢者の在宅生活を支える事業を行う，社会福祉協議会や調布ゆうあい福祉公社，調布市シルバー人材センターを引続き支援します。

また，関連団体間の連携を深め，多様なサービスが一体的に提供できるよう調整を図ります。

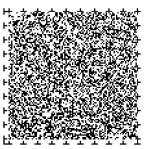

5　虐待防止・権利擁護の推進

少子化や家族構成の変化，認知症高齢者の増加，介護者の孤立といった様々な要因により，高齢者への虐待が年々増加しています。高齢者虐待防止に向け，地域への啓発や介護者への支援に取り組むとともに，ひとりぐらしや認知症になっても，高齢者が安心して生活を続けられるよう，更なる高齢者の権利擁護に取り組む必要があります。

第７期計画の取組と課題

高齢者への虐待に関する通報や相談は，複雑な問題を抱えている事例が多いことから，警察をはじめとした関係機関と密に連携を取り，早期対応に努めています。

【高齢者虐待に関する相談・通報件数】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市への虐待通報件数	106件	78件	78件
市への虐待に関する相談件数	229件	155件	111件

地域包括支援センターへの権利擁護（成年後見制度等）に関する相談件数は年々増加しており，令和元年度で754件となっています。認知症等で金銭管理が難しくなった方は，成年後見制度の利用を必要とすることが多く，地域包括支援センターでの相談につながっています。

【権利擁護（成年後見制度）に関する相談件数等】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数	633件	677件	754件
市への成年後見等に関する相談件数	63件	51件	68件
成年後見の市長申立件数	16件	20件	10件

第７期計画期間中には，虐待の防止と早期発見に向けた地域への啓発，家族介護者支援の充実を図る必要性が高まりました。また，高齢者虐待の実態把握と防止に向けた課題として，虐待の定義の認識不足による虐待発見の遅れ，制度の狭間にいる方への支援，支援者同士の役割分担の不明確さや虐待対応における手順の明確化などが挙がっています。

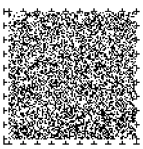

成年後見制度の利用促進については，認知症高齢者の増加に伴い，今後も利用者が増えると考えられ，多摩南部成年後見センターのあり方を検討するとともに，後見人等への支援が必要です。

第８期計画の取組

高齢者の尊厳ある生活を保障していくためには，虐待を未然に防ぐこと，虐待が発見された場合には，進行しないように迅速・的確に対応すること，再発を防止することが大切です。そのため，市民，関係団体，介護専門職等との連携を強化し，虐待の防止や早期発見ができる体制を整えます。

その他，成年後見制度の利用促進など権利擁護を推進します。

(1)　地域への啓発

見守りネットワーク「みまもっと」や見守りサポーターを活用することで，地域の中での声かけや見守りの大切さを啓発します。気になることや心配なことがある場合には，地域包括支援センターへつなげてもらい，虐待の防止・早期発見につながるよう働きかけていきます。その他，高齢者の虐待防止に関する広報を行い，広く市民に対する啓発を行います。また，ケアマネジャーや介護保険サービス事業者，健診機関等の医療関係者に対する啓発も行い，早期に適切な支援へとつながる体制を整えます。

(2)　家族介護者への支援

家族介護者に対する相談体制を充実させ，家族介護者の身体的・精神的な負担を和らげることで，高齢者虐待につながる要因を早い段階からなくしていけるよう努めます。

また，虐待を未然に防ぐために，介護者が楽しみやゆとり，社会的交流を保持できるよう，講座の開催等により支援の充実を図ります。

(3)　認知症高齢者への支援

要介護高齢者の中でも認知症高齢者が虐待を受けるケースが多いため，認知症の正しい理解の普及啓発に努めます。また，多職種の連携を深めることで虐待の早期発見・早期対応につなげます。

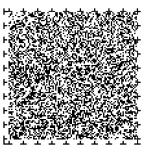

(4)　関係機関との連携による支援体制の構築

虐待が疑われるケースについては，介護や医療，福祉の関係機関と協力し，早い段階から本人・家族等に対する支援につなげていきます。また，必要に応じて，警察や弁護士等の専門機関と協力し，多方面からのアプローチにより問題の解決に当たります。

(5)　高齢者一時保護施設の確保に関する事業

虐待の状況により保護が必要となる場合に備えて，短期入所施設など緊急に受け入れることができる体制を整えます。

(6)　成年後見制度の利用促進

認知症などで判断能力が十分でない方や日常生活に不安を持つ方などが，安心して生活を続けていけるように，権利擁護に関する普及啓発を行うとともに，権利擁護を必要とする方には，成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの支援につなげていきます。

また，平成28年度に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が制定されたことから，法の趣旨を踏まえ，多摩南部成年後見センターやセンターを運営する５市で連携しながら，成年後見制度の利用促進に努めます。

(7)　社会貢献型後見人（市民後見人）の養成等

社会貢献型後見人（市民後見人）とは，弁護士，司法書士，社会福祉士などの専門資格は持たないものの，成年後見人として必要な知識や技量，姿勢を身につけたうえで，ボランタリーな精神に基づき，社会貢献活動として成年後見業務を行う方のことです。

調布市では多摩南部成年後見センターを活用し，引き続き，この社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を行います。

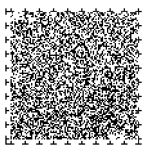

(8)　地域福祉権利擁護事業の活用

認知症高齢者など日常生活に不安のある方に対し，社会福祉協議会は福祉サービス利用援助事業のほか，預貯金の出し入れや支払いの手伝い，年金証書や通帳など大切な書類の預かり等の地域福祉権利擁護事業を行っています。この事業の周知を図るとともに，事業を実施する社会福祉協議会の活動を支援します。

(9)　権利擁護に関する意識啓発の充実

パンフレット(小冊子)や出前講座等で権利擁護に関する普及啓発を図り，権利擁護に対する市民の意識を高めていきます。

(10)　消費者被害の防止に向けた取組

ひとりぐらしや日中独居の高齢者を狙った悪質商法(訪問販売，電話販売，オレオレ詐欺など）を未然に防ぐために，市報やチラシなどの広報媒体，見守りネットワーク「みまもっと」や出前講座など様々な機会を活用し，消費者被害防止についての情報発信に努めます。

特に，介護保険サービスを通して日常的に高齢者に接する機会の多いケアマネジャー等に対し，各種研修を通して，年々巧妙化する消費者被害の特徴などを理解してもらい，消費者被害が疑われる場合の対応，万一，消費者被害に遭遇した場合の通報，クーリングオフの利用などについて消費生活センターとも連携し，迅速な対応が取れるようサポートします。

(11)　高齢者の自殺対策

市内の自殺者の傾向を踏まえ，調布市自殺対策計画の重点施策には「高齢者の支援」が挙げられています。高齢者が自殺に至る要因は，経済的な問題や健康問題など複数考えられますが，健康づくり事業や介護予防事業，ケアラー支援，地域での役割や生きがいを創出する生活支援体制整備事業等は，高齢者の自殺対策にもつながる事業であるため，各事業・活動を市内全域へ着実に広げ，自殺リスクの軽減が図れるよう努めます。

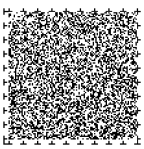

6　ケアラー（介護者）支援

ケアラー（介護者）とは，心や身体に不調のある家族などの看病・療育・世話・気遣いなどを無償で担う人です。

全国的に様々な世代・立場のケアラーを社会で支援することが求められており，介護される人・する人の両当事者が共に尊重され，無理なく介護を続けることができる環境の整備・醸成を図ります。また，介護者の社会参加を保障し，学業・就業・社交や地域での継続した活動に対する支援をするとともに，介護者の経験や介護者への理解と配慮が共に活かされるまち（地域）づくりを行います。

第７期計画の取組と課題

市内の介護者を支える家族が集う場を示したケアラー支援マップや認知症ガイドブック，くらしの案内（シルバー編），各種講座・教室を通して，介護に関する情報提供を行ってきました。併せて，紙おむつの給付・助成，認知症徘徊高齢者探知システム，ショートステイ送迎費助成等により，介護者の負担軽減に取り組んでいます。

また，地域ケア会議，介護支援専門員調布連絡協議会と連携した専門職へのケアラー支援の普及啓発，ひだまりサロンや家族会等の運営支援を行っています。

市民福祉ニーズ調査において，困ったときの身近な相談相手は，市役所（12.6%）や地域包括支援センター（9.6%）という方に比べ，同居家族（61.2%）や友人・知人（29.8%）という方が大多数となっています。また，介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では，認知症に関する相談窓口の認知度は29.5%となっており，相談窓口の周知をはじめ，ケアラーへの効果的な情報提供の方法を検討していく必要があります。

令和元年度の在宅介護実態調査では，平成28年度調査と比較し，就労しながら介護する方は45.1%と1.3ポイント増加し，介護のために仕事を辞めた方は5.5%と2.9ポイント増加しています。市民福祉ニーズ調査においては，介護者支援として必要な施策は，「介護者が気軽に休息が取れる機会づくり」37.8%，「定期的な情報提供」34.6%となっており，ケアラーの負担軽減につながる支援の検討が必要です。

専門職等への普及啓発については，特にケアラーと接点のある介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し，ケアラー支援の重要性について周知を図ることが必要です。併せて，周知した内容を地域で活かしてもらえるよう，介護職の定着率を上げる取組が重要です。

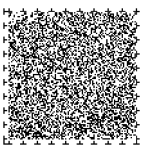

また，本人・家族を地域全体で見守り・支えるために，見守りネットワーク協力団体からの情報提供等が必要です。

ケアラー支援に向けたアンケート調査では，老老介護，ダブルケアラー（子育てと介護）やヤングケアラー（18歳未満）など，表面化しにくい問題を抱えた介護者の存在が明らかとなっており，引き続き，ケアラー支援を行っていくことが重要です。

【困ったときの身近な相談相手】

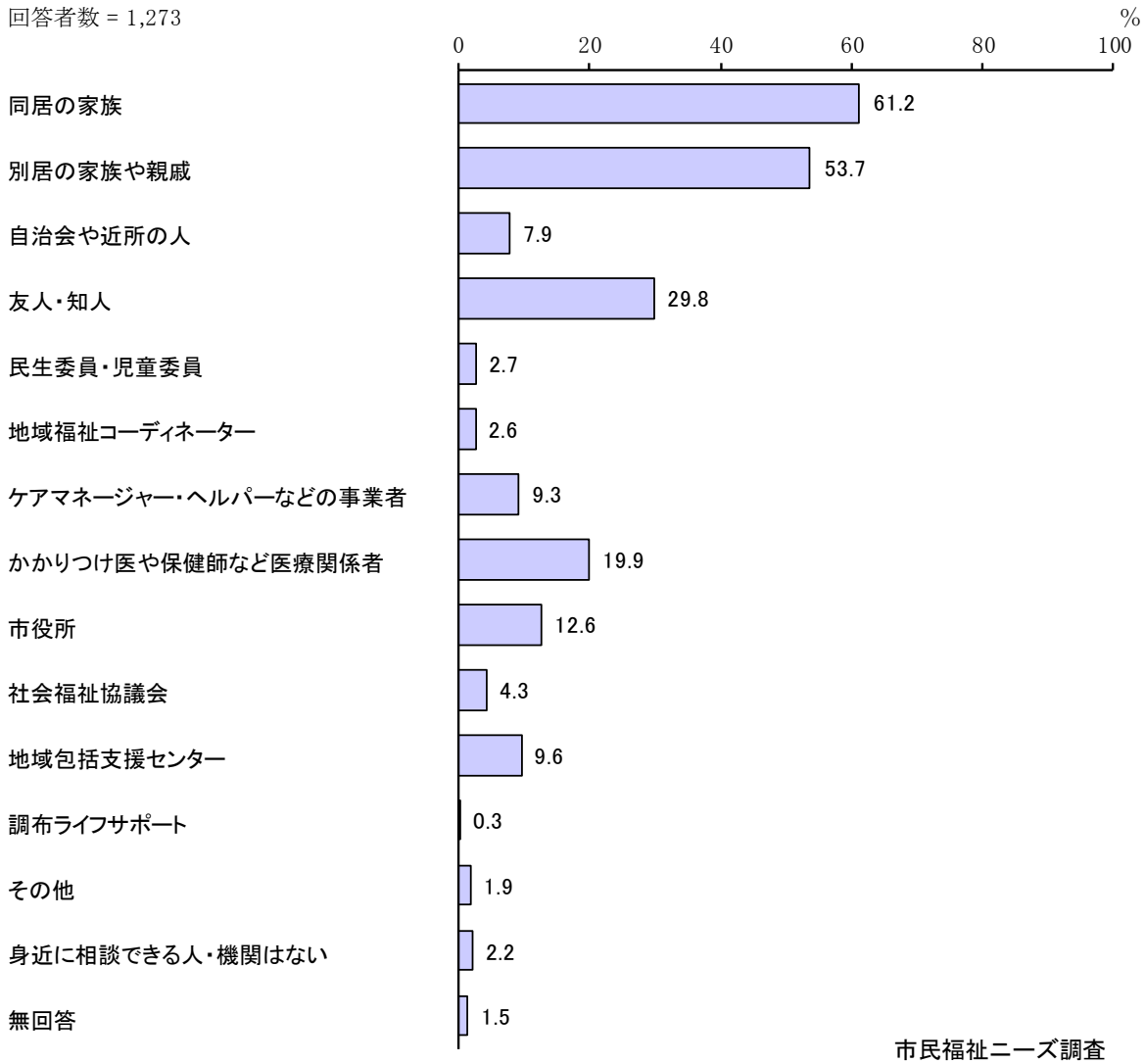

市民福祉ニーズ調査

【就労しながら介護する方】

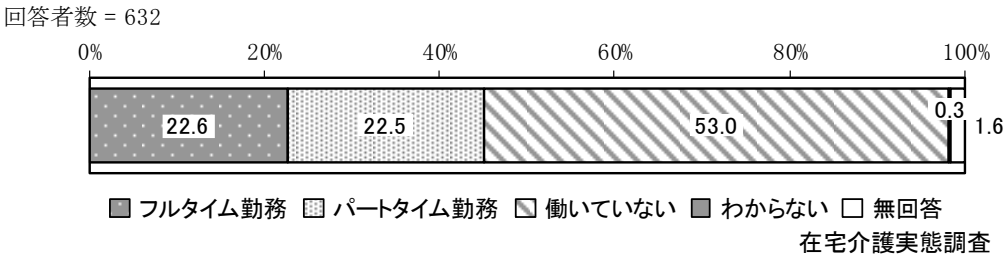

在宅介護実態調査

【介護をするために仕事を辞めた方】

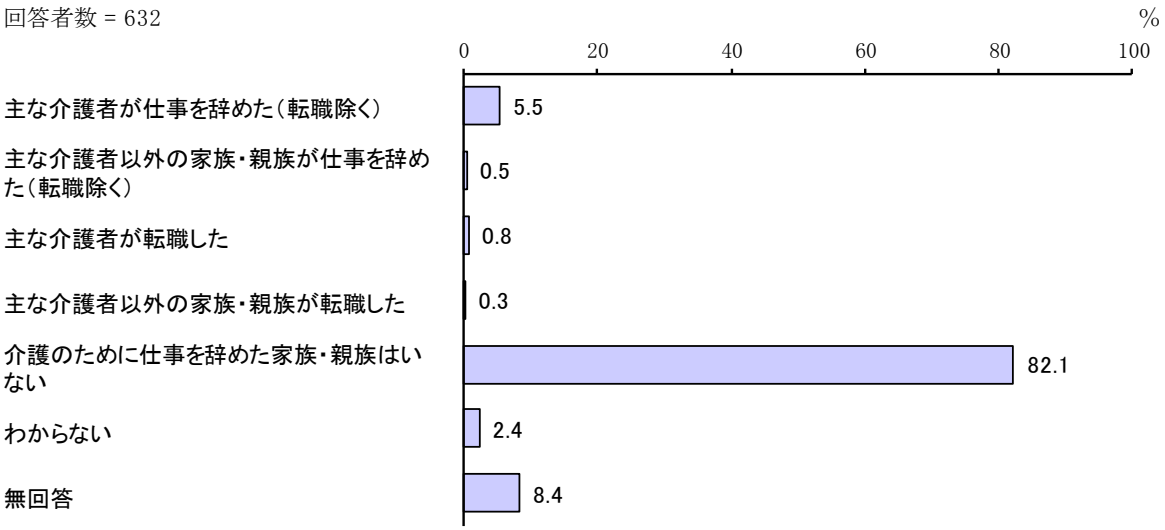

在宅介護実態調査

【必要な介護者支援策】

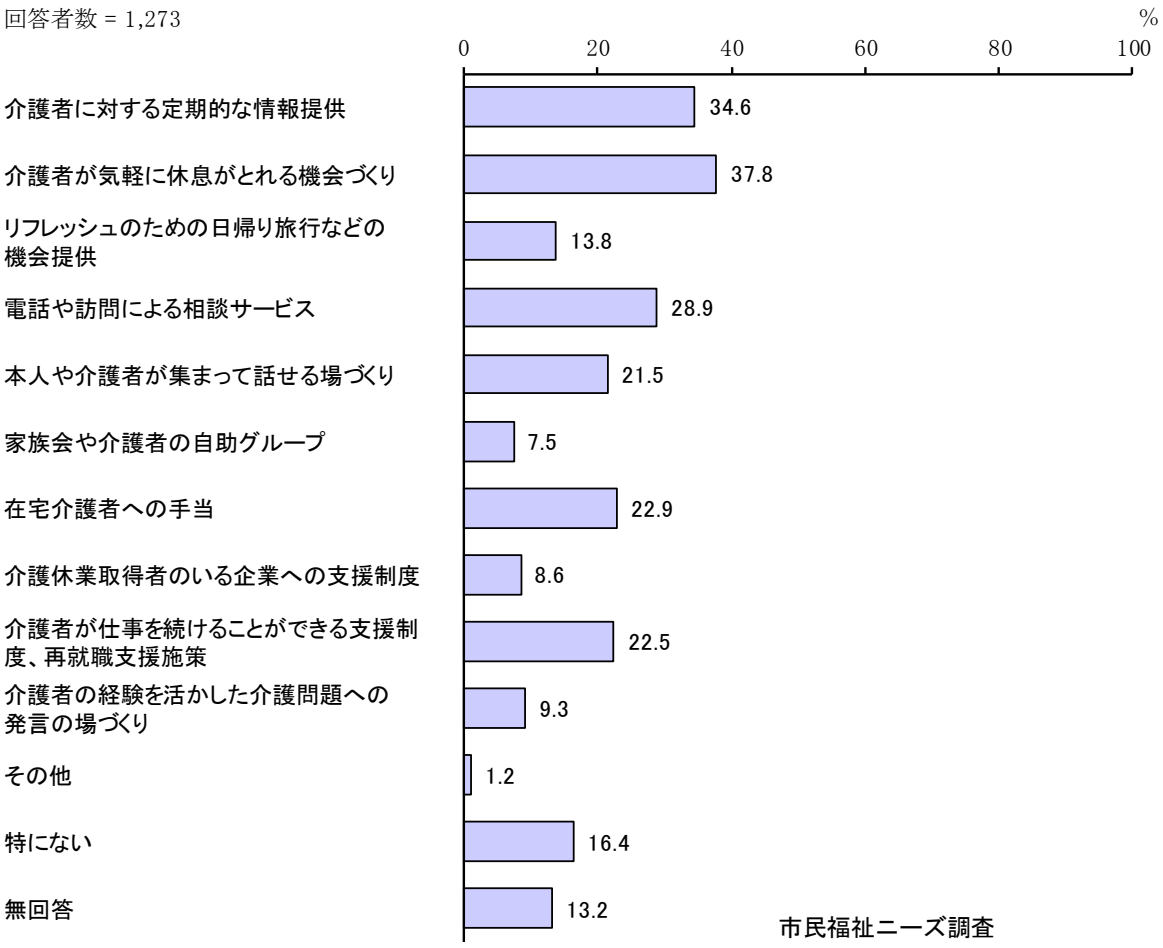

市民福祉ニーズ調査

【就労継続に当たり必要とする支援】

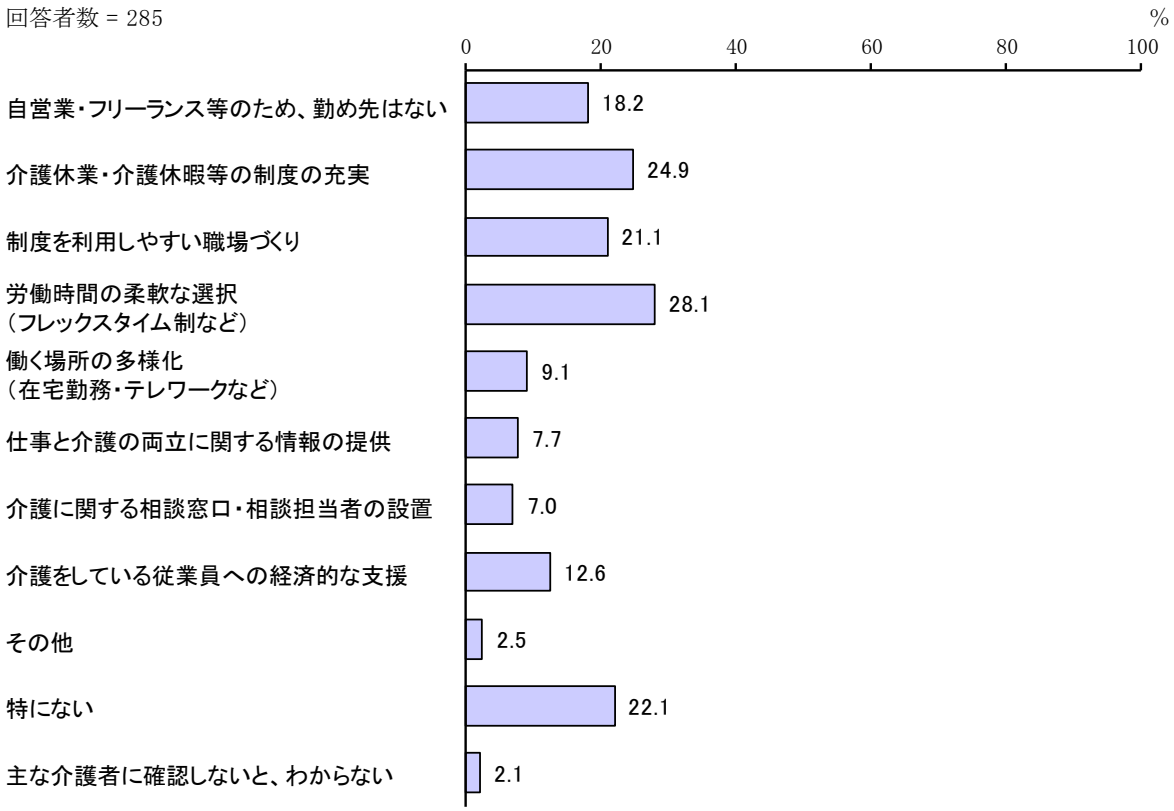

在宅介護実態調査

第８期計画の取組

介護を受けている本人だけでなく，ケアラー個人が尊重され，ケアと同時にケアラー自身の多様な活動，社会参加が維持・確保できるよう，ケアラーの身体的・精神的負担を緩和するための支援を充実させます。

(1)　積極的な情報提供

認知症ガイドブック，ケアラー支援マップ，くらしの案内（シルバー編）等を活用し，必要な情報を分かりやすく提供します。

また，引き続き，ケアラーのニーズに沿った介護者講座・介護教室等を開催します。

(2)　介護者の負担軽減

介護される人（サービス利用者）・ケアラーの多様な選択肢を確保するため，不足する介護保険サービス等について整備・検討するとともに，各種相談窓口での相談事業，ショートステイ等の利用促進を図ります。

また，家庭環境・生活環境等の変化により，今後も増加が見込まれる様々な状況に置かれたケアラーを支えるため，介護休暇等の制度や相談窓口の周知，関係機関との連携に取り組みます。

(3) 専門職業団体等との連携推進・普及啓発

元気な高齢者は，介護より医療との接点が比較的多いため，市内医療機関やちょうふ在宅医療相談室と連携を図り，より効果的な情報共有・情報提供を推進します。

また，誰もがケアラーの相談相手となり得ることから，地域包括支援センターや社会福祉協議会をはじめとした様々な団体，イベント等の機会を通じ，広く市民を対象に積極的な情報提供に努めます。

さらに，ケアラーと接点を持つ介護支援専門員と連携し，介護者視点を盛り込んだケアプランの作成やケアラーに対する支援，情報提供，相談窓口等の周知を推進するとともに，見守りネットワーク協力団体との連携による情報共有や介護者視点の支援を検討します。

(4) ケアラー活動団体等との連携・支援

市内で活動するケアラー団体と連携し，情報共有や団体のニーズ把握に努めるとともに，継続して活動するための支援を実施します。

また，認知症カフェなど認知症当事者，ケアラー，地域住民が参加できる場の継続開催の支援，福祉圏域に１か所以上の参加できる場の拡充，地域支え合い推進員や地域福祉コーディネーターによる活動支援を推進するとともに，地域福祉コーディネーターが中心となって，重層的な支援が必要な問題に取り組む「相談支援包括化推進会議」との情報共有を図ります。

さらに，認知症サポーターの活躍の場を広げるため，活動団体とのマッチングについて検討します。

(5) 感染症禍における介護者支援

感染症禍においても介護保険サービスを維持するため，平時からサービス事業所との情報共有・連携体制や衛生用品等の提供等に関する支援スキームを整備・検討します。

ケアラーのための相談窓口の周知や地域包括支援センター，介護支援専門員等と連携した見守り体制の検討及び感染症禍でも有効な介護者支援策の情報収集と検証を行います。

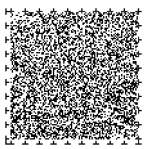

こんな人がケアラー（介護する人）です

「ケアラー」とは，こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など，ケアの必要な家族や近親者，友人，知人などを無償でケアする人のことです。

介護する人
こんな人がケアラーです

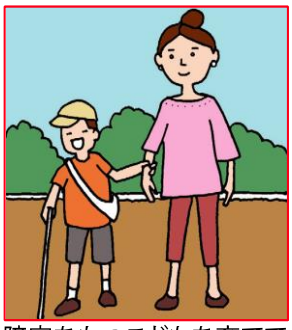
障害をもつこどもを育てている

健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている

仕事と介護でせいいっぱいでほかに何もできない

仕事を辞めてひとりで親の介護をしている

遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている

目を離せない家族の見守りなどのケアをしている

アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている

障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟ホームページ

社会全体で支えあう仕組みである「介護保険制度」の創設によって，介護者の負担の軽減が図られてきましたが，近年の社会的環境や家庭環境等の変化もあり，老老介護や子育てと介護を両立するダブルケア，18歳未満で家族を介護するヤングケアラー等　年齢・性別を問わず，多くの人が様々な形でケアに関わっています。

その中には，ケアする日常が当たり前で，常に疲労感を抱え人生設計に悩みながらも，自身が「ケアラー」であることや支援が必要であることに気づいていない人，また，支援があることを知らない人もいます。

自分自身がケアラーであると気づくこと，あなたの周りにいるケアラーを見つけること，そして，ケアラー一人ひとりが抱える悩みや事情を共有することが，支援の第一歩になります。

7　住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住まいを確保するために，地域包括ケアの考え方を踏まえた「住まい」の確保という視点から，施設の整備やサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの確保，住宅・入居等に関する総合支援，在宅生活を支える住まいのバリアフリーなどの支援が求められています。

第７期計画の取組と課題

第７期計画期間中においては，特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームを１か所増設するなど，住環境の整備に努めてきました。

【住環境の状況（令和３年３月１日現在）】

種類	か所数・床数等	第７期計画期間中の状況
特別養護老人ホーム	９か所／780床	１か所／180床増
有料老人ホーム（介護付き）	16か所／1,135人	５か所／376床増
認知症高齢者グループホーム	10か所／171人	１か所／18床増
有料老人ホーム（住宅型）	６か所／218人	２か所／37床増
サービス付き高齢者向け住宅	６か所／271戸	３か所／151戸増
シルバーピア（市営）	３か所／41戸	
シルバーピア（都営）	２か所／31戸	

第７期計画期間中に実施した調査において，特別養護老人ホームの待機者は，463人（平成31年度特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査）で，そのうち，優先度が高い方は293人となっています。平成25年度から，市内の特別養護老人ホーム待機者数は450人前後を推移しており，大幅な増減は見られません。

【調布市における特別養護老人ホームの入所申込者数】

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
平成25年11月１日現在	50 人	98 人	125 人	123 人	89 人	485 人
平成28年４月１日現在			159 人	150 人	126 人	435 人
平成31年４月１日現在			154 人	173 人	136 人	463 人

出典：東京都調査

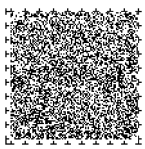

市民福祉ニーズ調査においては，最期を迎える場所として「自宅」を希望される方は47.7%と高い割合を占めています。自宅で最期を迎えるに当たって不安なこととして，「病状の急変時の対応」，「往診医の不在」，「病状の急変時にすぐ入院できるか」が上位に挙がっており，在宅医療への不安を取り除くためにも「ちょうふ在宅医療相談室」の周知・認知の向上が必要となっています。他方で，「高齢者向け住宅」，「特養などの施設」を希望している方は約15%おり，多様な住まいを確保していく必要があります。

【どこで最期を迎えたいか】

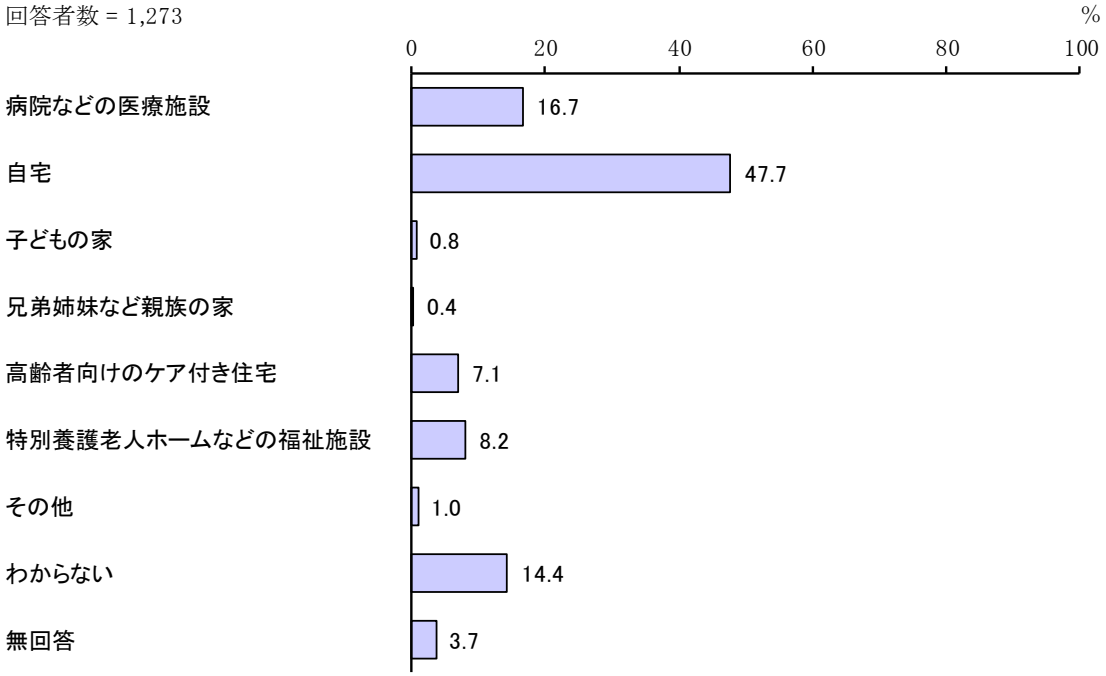

市民福祉ニーズ調査

第８期計画の取組

特別養護老人ホームの待機者数や実態の把握に努めるとともに，ひとりぐらし高齢者や後期高齢者の増加を考慮しながら，適切な施設整備を検討します。

また，庁内住宅部局とも連携し，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住まいの確保に努めます。

<ハード>

(1)　特別養護老人ホーム

令和元年９月に開設した「仙川くぬぎ園（180床）」の特養待機者数に与える影響を見極めたうえで，第８期・第９期計画期間を一連の整備準備期間として定めて整備量を検討します。

また，老朽化する施設の改修・建て替えや，入所者の一時的な受け皿確保等の支援も検討します。

(2)　サービス付き高齢者向け住宅，有料老人ホーム

市場経済に基づく整備を注視しながら，引き続き，所管である東京都との連携を強化し，地域におけるニーズに応じ適切に供給させられるよう，市の意向（医療介護連携の充実，低廉な賃料，サービスの質の確保）を反映させた整備・誘導に努めます。

(3)　様々なニーズを踏まえた住まいの検討

低廉な賃料で入居できる軽費老人ホーム（ケアハウス）等について，生活困窮者の受け皿や多様な選択肢の一つとして，整備の必要性を検討し，先行自治体・事業者等への調査を行います。

また，医療ニーズの高い方に適した住まいの確保・環境整備の必要性についても検討します。

<ソフト>

(1)　住まいぬくもり相談室

住まいぬくもり相談室に寄せられる相談等を整理・分析し，早期のアウトリーチへの活用を検討するとともに，施策への反映に活用します。

(2)　居住支援協議会への参画・連携

居住支援協議会に参画・連携し，情報・課題の収集，高齢者への理解促進，生活全般にわたる総合的な支援を実施します。

いざという時に備えて
調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）

近年，地震や風水害などの大規模な自然災害が続いています。平成23年の東日本大震災をはじめ，平成28年の熊本地震や，令和元年の台風19号による水害などは記憶に新しいところです。私たちも，日頃から災害について考え，いざという時の避難方法や避難所での過ごし方など，本人や家族，支援者や地域，行政のそれぞれで，しっかりと準備しておくことが重要です。

調布市では，災害発生時における避難行動要支援者※への支援を適切かつ円滑に実施するため，基本的な考え方や進め方などを記載した，「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を，平成29年３月に策定しました。

本プランは，調布市地域防災計画の要支援者対策について，避難支援に関する事項を中心に具体化したものです。本プランに基づき，調布市では主に次のような取組を行います。

- 避難行動要支援者の情報を集約した要支援者名簿を本人の同意のもと避難支援等関係者に提供し，地域における互助の取組を支援します。
- 災害発生時や避難勧告等を発令した場合，安全な地域への避難誘導を行います。
- 避難所では，障害者用トイレやスロープ等の設置，バリアフリー対応等の避難所機能の充実を着実に推進するほか，プライバシーの確保，相談の受付，健康管理などに努めます。また，指定した二次避難所（福祉避難所）においても，要支援者が安心して生活できる体制を整備できるよう努めます。
- 要支援者の支援を想定した情報伝達や安否確認，避難場所への誘導などを避難訓練により行い，支援体制を強化します。

※避難行動要支援者：発災前の備え，発災時の避難行動，避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する方のこと。

【避難行動要支援者の範囲】

高齢者	① 75 歳以上のひとりぐらし又は 75 歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護１又は２で，ひとりぐらし又は同居の家族が７５歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護３～５の者
障害者	① 身体障害者手帳１～３級の交付を受けている者，視覚障害４級～６級の身体障害者手帳の交付を受けている者，聴覚障害４級～６級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳１～２級の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等，名簿への掲載を求める者の中で，市長が必要と認める者